

令和8年度企業誘致戦略推進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領（案）

令和8年度企業誘致戦略推進事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度企業誘致戦略推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に対する考え方	(30点)
(2) 企業誘致ポータルサイトの構築・運用、掲載情報のデータ移行に関する評価	(70点)
(3) デジタルマーケティングを活用した企業誘致活動に関する評価	(70点)
(4) 実施体制、実施計画等に関する評価	(15点)
(5) 経費見積に関する評価	(5点)
(6) 県が推進する施策への取り組み	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び会場

日 時：令和8年4月7日（火） 13:00～17:00

会 場：オーテピア高知図書館（〒780-0842 高知県高知市追手筋 2-1-1）

4階 集会室

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分までを基本としますが、参加申し込みの状況によっては、時間を変更することもあります。
- ② 集合時間及びプレゼンテーション開始時間は、参加資格通知と併せて個別にご連絡いたします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、協議を経て、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）、（4）にかかわらず、総合得点が120点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現状や課題を踏まえ、本委託業務の掲げる目的を理解した具体的な提案となっているか 	30点
企業誘致ポータルサイトの構築・運用、掲載情報のデータ移行に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・作成する企業誘致ポータルサイトが魅力的なものかつ、企業誘致を促進する内容となっているか ・誘致を検討する企業が必要とする情報が網羅的に提供される仕組みとなっているか 	70点
デジタルマーケティングを活用した企業誘致活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県への企業誘致を促進するためのデジタルマーケティングの手法が、具体的かつ効果的な手法となっているか ・誘致対象企業の抽出について、本県のターゲット等を踏まえた具体的かつ効果的な手法となっているか ・抽出した企業への初期営業の手法が、企業誘致を図るために具体的かつ効果的な手法となっているか 	70点
実施体制、実施計画等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に応じた専門スタッフや必要な人材が配置されるなど、柔軟かつ円滑に業務を遂行できる体制となっているか ・本業務全体のスケジュールが適切に計画され、業務遂行に無理のないスケジュールであるか 	15点
経費見積に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する経費は、積算内訳が明確にされ、適切なものとなっているか 	5点
県が推進する施策への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者（高知県内に本店を有する者）であるか ・「こうち男性育休推進企業」に登録している者であるか ・再委託における県内事業者の優先の取り組みについて、次のいずれかに該当するか (1)再委託先が高知県内に本店を有する者であるか^(※1) (2)全ての業務を参加者が実施し、再委託を行わない者であるか ・「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか ・「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか 	10点

(※1) 当該項目にて加点を行った場合は、原則、県外事業者への再委託は認めないこととなります